

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	建設部 河港課	2018年 5月10日	県央振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	2,499,120	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、土砂災害に対し、避難活動や家屋の建築時の制限等の判断に活用される土砂災害警戒区域等の設定作業において、高度な行政的判断を持って、その区域範囲等を確認する業務であるので、最も信頼できる相手を設定する必要がある。また、設定された区域においては、私権の制限等を行わせる基礎となるため、県としての統一性のもと、公平・中立な立場で本業務確認を行う必要があるため、区域図面作成などの設定作業を行う調査業者から、資金面で直接影響を受けない委任先せあることが求められる。したがって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
2	県央振興局	建設部 河港課	2018年 7月31日	小長井港海岸漂着流木等緊急処理工事(回収・集積)	6,264,000	諫早市永昌東町6-10 西州建設 株式会社 代表取締役 中村 辰弥	平成30年7月5日から7日にかけて九州を襲った西日本豪雨により、有明海に流出した流木、木くず等が小長井港海岸に大量に漂着し、漁業活動等に大きな被害発生が懸念された。 そのため、7月10日に「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(社)長崎県港湾漁港建設業協会に被災情報提供要請を行い、現地被災状況が確認された。 このため、漂着物により漁業活動等に被害が発生する前に緊急に除去する必要があるため、(社)長崎県港湾漁港建設業協会から出動要請を受け支援活動による被災情報提供活動に従事し、現地状況を熟知した協会員との間で請負契約を締結する。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局長と(社)長崎県港湾漁港建設業協会との2者間で締結。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	県央振興局	建設部 河川課 道路第二課	2018年 4月2日	郡川河川改修事業に伴う大村線松原・竹松橋3 0Km334m付近郡川橋りょう改良工事及び池 田沖田線街路事業に伴う大村線松原・竹松間3 0Km480m付近福重橋りょう改良工事(実施 協定)	41,683,000	福岡市博多区博多駅前三丁目 25番21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 青柳 俊彦	本業務は、県が施工する郡川河川改修事業に伴い九州旅客鉄道(株)が所有する鉄道橋の架け替え工事、及び県が施工する池田沖田線街路事業に伴う立体交差部の函渠工事を併せて行うものである。 河川事業及び都市計画事業で、鉄道工事の必要が生じるおそれのある工事を施工しようとするときは、「河川工事に起因して生じる鉄道工事について」(平成14年国河治191号、国鉄技138号河川局長及び鉄道局長通達)並びに道路法31条において、構造、施工方法等について鉄道事業者と協議をおこなうこととなっている。 協議の結果、鉄道の運転保安及び施設管理の重要性を考慮し、鉄道事業者が工事することになったことから、今回、鉄道橋、函渠工の工事を委託するものである。 なお、本業務は、平成30年4月に九州旅客鉄道(株)と締結する予定の基本協定書第4に基づき、平成30年度の実施協定を締結するものである。	第167条の2第1項 第2号
4	県央振興局	建設部 道路第一課	2018年 7月23日	一般国道251号道路災害防除工事	4,988,520	諫早市久山町1442-1 吉川建設 株式会社 代表取締役 吉川 優子	本業務は、特別警報(大雨)発令中の平成30年7月6日の集中豪雨(最大24時間雨量292mm、時間雨量58mm【7/6午前2:00~3:00】)により、一般国道251号の諫早市飯盛町里付近で、午後10時頃法面の崩壊により、路肩付近まで崩壊土砂が流れ出した。 当現場付近は、1日当たり交通量が約1万9千台の幹線道路であり、かつ、バス路線となっているため、今後の降雨の状況では、車道へその崩壊土砂が流れ出し、車両の通行に支障をきたす恐れがあることから、早急に対策を行う必要となった。そのため、当現場に精通している、当路線の緊急対応業者の左記業者に対し緊急作業の出動要請を行い、大型土のう設置の作業を依頼した。 以上から、左記業と地方自治法施行例第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を実施するものである。	第167条の2第1項 第5号
5	県央振興局	建設部 道路第一課	2018年 9月11日	一般国道207号電線共同溝整備工事(電力系 引込管路・連系管路)	35,951,072	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎送配電統括センター長 諸岡 泰成	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者が施工する。) 引込管路の施工にあたっては、電線管理者が個々の利用者と調整を行い、引込位置、施工時期を決定しており官地部・民地部一体の工事であるため、電線管理者自らが施工管理を行う必要がある。 そのため、長崎県土木部道路維持課は、平成13年3月に、電線管理者である、九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県央振興局	建設部 道路第一課	2018年 11月6日	一般国道207号電線共同溝整備工事(通信系 引込管路・連系管路)	28,327,320	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット株式会社 九州事業部 事業部長 入江 浩志	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者が施工する。) 引込管路の施工にあたっては、電線管理者が個々の利用者と調整を行い、引込位置、施工時期を決定しており官地部・民地部一体の工事であるため、電線管理者自らが施工管理を行う必要がある。 そのため、長崎県は平成19年2月に、電線管理者である、西日本電信電話株式会社と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。	第167条の2第1項 第2号
7	県央振興局	建設部 道路第二課	2018年 4月6日	一般国道207号道路改良工事(監督補助業務 委託その1)	20,520,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
8	県央振興局	建設部 道路第二課	2018年 4月6日	一般国道207号道路改良工事(監督補助業務 委託その2)	20,520,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
9	県央振興局	建設部 道路第二課	2018年 5月18日	一般県道諫早外環状線道路改良工事(積算技術 業務委託)	27,864,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県央振興局	農林部 土地改良課	2018年 7月30日	諫早湾沿岸漂着流木等緊急処理工事(回収・集積)	3,363,120	諫早市小川町1 2 7 8 - 3 増崎建設 株式会社 代表取締役 松島 正昭	平成30年7月5日から7日にかけて九州を襲った西日本豪雨により、有明海に流出した流木、木くず等が諫早湾干拓堤防など諫早湾沿岸の農地海岸に大量に漂着し、農業や漁業活動に大きな被害発生が懸念された。 そのため、7月13日に「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(社)長崎県港湾漁港建設業協会に被災情報提供要請を行い、現地被災状況が確認された。 このため、漂着物により農業や漁業活動に被害が発生する前に緊急に除去する必要があるため、(社)長崎県港湾漁港建設業協会から出動要請を受け支援活動による被災情報提供活動に従事し、現地状況を熟知した協会員との間で請負契約を締結する。 以上の理由により、今回の工事に關しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局長と(社)長崎県港湾漁港建設業協会との2者間で締結。	第167条の2第1項 第5号
11	県央振興局	農林部 土地改良課	2018年 10月2日	平木場地区ため池整備工事積算参考資料作成業務委託	2,322,000	長崎市大黒町9 - 1 7 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号
12	県央振興局	農林部 土地改良課	2018年 10月2日	西出口地区ため池整備工事積算参考資料作成業務委託	1,944,000	長崎市大黒町9 - 1 7 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。 県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システムによる積算参考資料作成業務を受託できるのは当連合会のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県央振興局	農林部 農村整備課	2018年 5月29日	駄野地区積算参考資料作成業務委託	5,562,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	<p>本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。</p> <p>県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛や単価を確実に反映しており、信頼性が高い。</p> <p>長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システムによる積算資料作成業務を受託できるのは当連合会のみである。</p>	第167条の2第1項 第2号
14	県央振興局	農林部 農村整備課	2018年 7月31日	田尻地区積算参考資料作成業務委託	3,942,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 政則	<p>本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。</p> <p>県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛や単価を確実に反映しており、信頼性が高い。</p> <p>長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システムによる積算資料作成業務を受託できるのは当連合会のみである。</p>	第167条の2第1項 第2号
15	県央振興局	農林部 農村整備課	2018年 8月3日	県央振興局農林部管内農村整備事業補助監督業務委託	4,698,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	<p>長崎県土地改良事業団体連合会(以降「土改連」という)は21市町及び95土地改良区を会員とする営利を求めない公法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。</p> <p>当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。</p> <p>このことから、土改連を契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	県央振興局	農林部 農村整備課	2018年 10月2日	小迎地区換地基図作成業務委託	2,505,600	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、現地調査や地元協議等により換地計画を策定するための基図を作成するもので、実施設計の前の作業となり、作成には高度な技術と経験を有する土地改良換地士が必要である。 長崎県土地改良事業団体連合会は、土地改良区等を会員とする公法人であり、土地改良換地士が所属している県内唯一の団体である。	第167条の2第1項 第2号
17	県央振興局	農林部 農村整備課	2018年 12月7日	正久寺地区区画整理実施設計業務委託	13,608,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以降「土改連」という)は21市町及び95土地改良区を会員とする営利を求めない公法人であり、土地改良換地士を保有し、換地業務に精通した団体である。 換地を伴う区画整理事業は受益者個人の財産に関する権利を扱う事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。工事に伴う農家の休作を最小限とするため、限られた工期で手戻りなく工事を完成させる必要があるが、傾斜地で複雑な地形を有する本県においては、精度の高い土量計算を行う必要があり、そのような高度なシステムを有するのは土改連のみ。	第167条の2第1項 第2号
18	県央振興局	農林部 農村整備課	2018年 12月21日	駄野地区積算参考資料作成業務委託(その2)	8,748,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	農林部 用地管理課	2018年 5月31日	正久寺地区換地計画(処分)事務委託	5,572,800	諫早市正久寺町3 6 9 正久寺長田土地改良区 理事長 松田 正幸	<p>換地業務とは、土地改良法に基づく区画整理において、数百人に及ぶ個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編の手続き(権利の移転・設定・消滅等の手続き等)を行うものであり、従前の土地から工事後のどの位置の土地へ権利を移転(抹消・設定)するか選定するため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が業務の中心であり、それが最も重要で困難な業務となる。</p> <p>換地を行う場合、農家にとっての農地は先祖代々の土地という意識が強く、工事や換地に対する不満が噴出することが多い。そのような不満を解消するために、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。</p> <p>この調整の善し悪しが事業を大きく左右するので、この調整作業は地元精通した土地改良区が主体となって実施しなければ進まない作業であるため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】には、委託先として市町も記載されているが、本県の市は広域合併により職員数が減少したことにより、換地業務を担当する職員を配置できないこと、また、町は元々財政規模が脆弱で職員数も少ないことから、いずれも受託できる体制が整っていない。</p> <p>そのため、市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしている。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	県央振興局	農林部 用地管理課	2018年 7月23日	駄野地区換地計画(処分)事務委託	3,002,400	東彼杵郡波佐見町田ノ頭郷3 59-1 駄野土地改良区 理事長 村田 富士利	<p>換地業務とは、土地改良法に基づく区画整理において、数百人に及び個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編の手続き(権利の移転・設定・消滅等の手続き等)を行うものであり、従前の土地から工事後のどの位置の土地へ権利を移転(抹消・設定)するか選定するため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が業務の中心であり、それが最も重要で困難な業務となる。</p> <p>換地を行う場合、農家にとっての農地は先祖代々の土地という意識が強く、工事や換地に対する不満が噴出することが多い。そのような不満を解消するために、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。</p> <p>この調整の善し悪しが事業を大きく左右するので、この調整作業は地元精通した土地改良区が主体となって実施しなければ進まない作業であるため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】には、委託先として市町も記載されているが、本県の市は広域合併により職員数が減少したことにより、換地業務を担当する職員を配置できないこと、また、町は元々財政規模が脆弱で職員数も少ないことから、いずれも受託できる体制が整っていない。</p> <p>そのため、市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしている。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県央振興局	農林部 用地管理課	2018年 8月3日	小迎地区換地計画(処分)事務委託	4,762,800	西海市西彼町小迎郷830 小迎南風崎土地改良区 理事長 北川 和道	<p>【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行なうが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整作業は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まない作業であるため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である小迎南風崎土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区と市町以外の者は認めていない。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。